平成２８年（フ）第１２号
奈良県天理市柳本町1312番地６
債務者　東田　愛美
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２９７号
奈良県磯城郡田原本町大字新町365番地の１シェリー21　201号室、前住所奈良県磯城郡田原本町152番地の３　ソシア田原本101号室
債務者　木之下英司
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第２号
奈良県北葛城郡王寺町畠田６丁目970番地の１－103号
債務者　駒田　夕貴（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第４号
広島県三原市館町２丁目15番７号　メゾン大久保201号
債務者　野口　和巳
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第２８６号
愛媛県松山市河野中須賀336番地　県営中須賀団地01－44号
債務者　相原　　滿
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３号
愛媛県松山市萱町４丁目３番地９　マルイマンション401号
債務者　久保　宗子
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３号
福岡県田川郡福智町赤池330番地33
債務者　沢永　圭也
1　決定年月日時　平成28年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第３３２号
佐賀市鍋島町大字八戸溝1299番地８　スリーナイン101号室
債務者　田中　孝二
1　決定年月日時　平成28年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１号
佐賀県鳥栖市河内町1805番地２
債務者　執行由里子
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７号
佐賀市久保泉町大字川久保1457番地２
債務者　中村木工所こと　中村　時三
1　決定年月日時　平成28年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙1457番地　和多屋別荘社宅Ａ－１－３
債務者　岩谷　國廣
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１４号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙1457番地　和多屋別荘社宅Ａ－１－３
債務者　岩谷　和子
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１４号
宮崎市大字赤江1444番地１　エバーラスティングバンズ106号
債務者　川口　健児
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１５号
宮崎市大字赤江1444番地１　エバーラスティングバンズ106号
債務者　川口　　恵（旧姓横領寺）
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２０号
宮崎市旭１丁目５番４号　ファースト旭203号、前住所宮崎市瀬頭２丁目10番21号　リトルアリス307号
債務者　田上　倫子
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２号
宮崎県日南市北郷町郷之原甲3646番地１
債務者　甲斐　靖彦
1　決定年月日時　平成28年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２８年（フ）第２号
鹿児島県鹿児島市自由ヶ丘２丁目22番16号（キク荘101号）
債務者　耒住　泰裕
1　決定年月日時　平成28年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係